

# 入札説明書

上水道施設修理待機業務

令和8年3月

奈良県広域水道企業団香芝事務所業務課

# 入札説明書

入札公告に基づく事前審査型条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟読のうえ、入札しなければなりません。

## 1. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和7年度奈良県広域水道企業団香芝事務所建設工事等競争入札参加資格者名簿に管工事業(専門)で登録されている者(以下「管工事業(専門)業者」という)を1社以上含む3社以上による自由結成の特定業務委託共同企業体とする。ただし、管工事業(専門)業者以外の者が共同企業体の構成員となる条件については、香芝市内又は香芝市に隣接している市町(葛城市、大和高田市、広陵町、上牧町、王寺町)に本店を有する者であり、奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者(香芝市指定給水装置工事事業者の時期も含む)として更新済または指定後1年以上経過していることとする。
- (3) 共同企業体構成員のすべての出資比率については、均等割りの10分の6以上とする。ただし、共同企業体代表者の出資比率については構成員中最大とする。
- (4) 共同企業体を構成するにあたり、代表者については管工事業(専門)業者であり、経営事項審査結果における管工事の総合評定値(P)が600点以上(最新のものに限る。)の者とする。また、構成員については本入札において複数の共同企業体の構成員になれないこととする。
- (5) 代表者及び構成員については、公告日から落札決定までの間に、奈良県広域水道企業団建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領において入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなします。
- (8) 奈良県広域水道企業団暴力団排除条例に規定する要件に該当しないものであること。

## 2. 競争入札参加資格の確認

### (1) 競争入札参加資格の確認の実施

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」という。）を持参により提出して下さい。競争入札参加資格確認申請書等の提出がない場合は入札に参加できません。

#### ・提出書類

1. 競争入札参加資格確認申請書（確認後、收受印押印のうえFAXします。）
2. 特定業務委託共同企業体の構成に関する協定書
3. 誓約書
4. 委任状
5. 各構成員の経営事項審査結果通知書（最新版）の写し

#### ・提出方法

持参により提出して下さい。郵送、宅配便等の送付によるものは受け付けません。

#### ・提出場所

〒639-0264

奈良県香芝市今泉1200番地3

奈良県広域水道企業団 香芝事務所 業務課

#### ・提出期限

令和8年4月7日（火）午後4時まで

#### ・確認結果

競争入札参加資格確認申請書を審査し、資格が確認でき次第、当該申請書に收受印を押印しFAXします。

確認できない場合も、その旨FAXします。

### (2) その他

1. 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
2. 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。
3. 競争入札参加資格確認申請書等の提出における差し替え、追加及び再提出は認めません。
4. 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

## 3. 入札の方法等

### (1) 郵便による入札

開札日前日までに日本郵便（株）香芝郵便局留 奈良県広域水道企業団香芝事務所業務課宛で一般書留又は簡易書留郵便で必着のこと。（奈良県広域水道企業団及び奈良県広域水道企業団香芝事務所に直接郵送されると無効です）

注）郵送日は開札日前日から10日前までの間とします。

※郵便入札の方法は別紙のとおり

(2) 開札の立ち会い

- ① 入札参加者で、当該開札の立会いを希望する方は、各入札参加者につき1名に限り開札に立ち会うことができます。
- ② 立会人は、入札参加者または入札参加者の委任を受けた代理人でなければなりません。この場合、入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることは出来ません。また、同一入札において、2者以上の代理人となることもできません。
- ③ 立会いを希望する方は、開札の開始時間までに開札場前に集合して下さい。  
※委任状(任意様式)を持参しない代理人は、立会いをすることはできません。

(3) くじによる落札者の決定

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじ引きを行い、落札者を決定します。なお、くじ引きを行う対象となるものが、当該入札の立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引きます。

(4) 入札回数等

郵便入札に付した場合の入札回数は、1回とする。ただし、落札者がいない場合は、1回に限り再度入札に付することができます。

- (5) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札書に記載する金額は委託料の月額とします。

#### 4. 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、1回に限り、再度入札を行います。

#### 5. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告に示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 競争入札参加申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 奈良県広域水道企業団契約規程第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (4) 競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行日までの間において指名停止を受けた者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の行った入札

## 6. 契約の不締結

落札決定後、契約までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

## 7. 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤である者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等及び物品・役務関係業務の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 8. 質疑と回答について

入札公告に記載の日程でE-mailにて受付します。質問書の様式は問いません。なお、回答については、競争入札参加資格確認申請書を提出された共同企業体の代表者に対して、全ての質問の回答を入札公告に記載の日程でE-mailにて送付します。

## 9. 入札に関する問い合わせ先

〒639-0264 香芝市今泉1200番地3

奈良県広域水道企業団香芝事務所業務課

電話0745-76-2301